

2019年度③

刑 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

刑 法③

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- I 次の【事例】を読み、甲の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（参考条文以外の特別法違反を除く）。

【事例】

甲は兄Xの他仲間4名らといたところ、対立するPのグループ10名が通りかかり、因縁をつけられ、Pグループから木刀などで殴り掛かれた。甲はPグループの者らに取り囲まれ、木刀で攻撃を加えられたことから、その場にあった甲所有の自動車（以下、甲車という）に乗り込んだ。Pグループの者らは甲車のフロントガラスなどを木刀やバールで殴りつけ割るなどした。また運転席側のガラスも割られ、甲もPグループの者から殴られた。

そのような状況下で、甲が周りを見てみると、仲間4名は既に逃走してどこにもおらず、Xは甲車の左後方15メートルほど離れたところで、木刀で2発ほど頭部に殴り掛かれ、さらにPと木刀を取り合ってもみ合っていた。

そこで、甲は、Pらがいるあたりに甲車を急後退させてPらを追い払い、Xを助け出して一緒に逃げようと考え、Pらのいるあたりに向けて甲車を時速20キロほどで後退させた。

甲車はPの右手に接触し、そのことに驚いたPは転倒して後頭部を地面にぶつけた。さらに甲車はXに衝突し、その場に転倒したXの上部を通過した。

Pは後頭部を地面にぶつけたことにより全治2週間の頭部打撲傷を負った。

Xは車が上部を通過したことにより肝臓挫滅等の傷害を負い、その後運び込まれた病院で、肝臓挫滅に起因する出血性ショックにより死亡した。

参考条文（必要に応じて利用すること）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

II 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

(1) 甲は、勤務先の会社から帰宅するために会社の最寄りのB駅に向かい、待合室の出入口に入ってすぐ近くにあるベンチに座り、しばらく休んだ後、自動券売機で切符を買うため、自己所有のカバンから財布を取り出して手に持ち、業務用の書類が入った前記のカバンを同ベンチに置いたまま待合室を出て自動券売機に向かった。

待合室の奥にあるベンチに座って甲がカバンを置いて自動券売機に向かう様子を見ていた乙は、ホームレスの生活をしていたが、真冬の生活は辛かったので、甲のカバンを持って交番へ行き、他人のカバンを勝手に持ってきた旨警察官に申し出れば、逮捕されて留置施設で寒さをしのぐことができるだろうと考え、甲がベンチにカバンを置いた1分後に、ベンチに置かれた甲のカバンを抱え、待合室を出た。この時、甲は、自動券売機から切符を買い終わってカバンのあるベンチに向き直り、乙が甲のカバンを持ち出す様子を見た。

(2) 驚いた甲は、乙からカバンを取り返そうと考え、即座に、「待て、待て。」と言って乙を追い掛けた。乙に追いついた甲は、乙に、「私のカバンを盗んだな。返してくれ。」と言った。しかし、乙が逃げようとしたので、「盗んだカバンを返せと言っているだろう。」と言って乙の顔面を拳で数回殴打し、乙が持っていた甲のカバンの持ち手を手でつかんで引っ張ってそのカバンを取り上げ、これを持ってホームに行き、出発間際の電車に飛び乗った。

乙は、甲から殴打されて加療1か月を要する打撲傷を負うとともに、カバンを引っ張られた弾みで通路に手を付き、手の平を擦りむいて、加療1週間を要する擦過傷を負った。